

社団法人安芸市観光協会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、社団法人安芸市観光協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を高知県安芸市矢ノ丸 4 丁目 2 番 3 0 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、安芸市及びその近接観光地と地場製品の紹介宣伝並びに観光施設の充実改善を図ることにより観光事業の振興及び産業・経済・文化の発展を期し、もって安芸市の地域振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝及び観光客誘致
- (2) 郷土産業の紹介並びに土産品の開発、生産の奨励及び品質の向上
- (3) 観光宣伝の資料の印刷配布
- (4) 観光案内所の設置及び運営
- (5) 観光施設の計画及び整備拡充
- (6) 観光施設の受託管理及び設置運営並びに当該施設における物品販売
- (7) 観光資源の整備保全及び開発
- (8) 観光に関する調査及び研究並びに観光情報の収集及び提供
- (9) 観光関係者の資質向上
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種別)

第 5 条 この法人の会員は、次の 3 種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人その他の団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人又は法人その他の団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(入会)

第 6 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、書面をもって会長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡し、又は解散した場合は、退会したものとみなす。
- 3 会費を2年間以上納入しない場合は、退会したものとみなす

(除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において出席正会員の過半数の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉をき損し、又は設立の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 理事 15人以上20人以内(会長、副会長を含む。)
- (4) 監事 2人

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長は、理事の互選により選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第13条 会長は、この法人を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は高知県知事(以下知事という)に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 15 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 16 条 役員は無給とする。ただし、監事は報酬を受けることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 会議

(種別)

第 17 条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第 18 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 19 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 20 条 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 理事現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 会議は、会長が招集する。

- 2 総会の招集は正会員に対し、理事会の招集は理事に対し、会議の日時、場所、会議の目的たる事項及び審議事項を記載した文書をもって、開会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、総会にあつては正会員の、理事会にあつては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第24条 会議の議事は、この定款で別に定めるもののほか、総会にあつては出席正会員の、理事会にあつては出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員又は理事に表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員又は理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員又は理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その会議において、出席した正会員又は理事の中から選出された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名、押印をしなければならない。

第5章 専門委員会

(設置等)

第 27 条 会長は、この法人の業務の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 6 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 28 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 29 条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 30 条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 31 条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において3分の2以上の議決を経て、主務官庁に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 32 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算は、毎年計年度終了後、会長が次の書類を作成し、通常総会の開催の10日前までに監事に提出し、監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録
- (6) その他必要な附属書類

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の報告書について、総会において3分の2以上の議決を

経て、その会計年度終了後3カ月以内に知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、知事の認可を得なければ変更することが出来ない。

(解散)

第36条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、知事の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第37条 解散に伴う残余財産の処分は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、知事の認可を得て、この法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を安芸駅ちばさん市場に設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第39条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他の必要な帳簿及び書類

第9章 雑則

(委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、総会の議決

を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 3 年 12 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第 33 条の規定にかかわらず、設立の許可のあった日から平成 2 年 12 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立により、安芸市観光協会の会員及び一切の資産は、この法人が承継する。

附 則（平成 10 年度通常総会第 2 号議案）

この定款の改正は、平成 10 年 8 月 12 日から施行する。

附 則（平成 17 年度通常総会第 1 号議案）

この定款の改正は、平成 17 年 2 月 25 日から施行する。

附 則（平成 18 年度通常総会第 3 号議案）

この定款の改正は、知事の認可を受けた日から施行し、平成 18 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年度通常総会第 3 号議案）

この定款の改正は、知事の認可を受けた日から施行し、平成 22 年 2 月 1 日から適用する。

これは、当法人の定款に相違ありません。

平成 22 年 2 月 1 日

社団法人 安芸市観光協会

会長 畠中 純水